平成２３年（フ）第１７６８２号
東京都練馬区石神井町７丁目３番23―2401号
破産者　ゼロファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８３号
東京都練馬区石神井町７丁目３―23―2401
破産者　小林　　潤
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６９０号
東京都千代田区三崎町３丁目７番12号
破産者　ＥＩリサーチ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７１０号
神奈川県平塚市高村203番地12号棟101号室
破産者　イーグル商事有限会社
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７１１号
神奈川県平塚市南原１丁目15―３―Ｅ
破産者　鷲尾　政昭
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４８号
東京都板橋区高島平８丁目33番８―703号
破産者　大心興業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４９号
東京都板橋区東新町１丁目10―８
破産者　黒澤　幸男
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７６３号
東京都墨田区向島３丁目19番８号
破産者　株式会社程田製作所
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７８２号
東京都江戸川区松江７丁目８番地４号―101
破産者　株式会社キャプテン
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７８３号
東京都江戸川区松江７丁目８番地４号―101、住民票上の住所静岡県焼津市東小川３丁目13―９
破産者　高原　一雄
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７８４号
静岡県焼津市東小川３丁目13―９
破産者　高原　春美
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７８６号
埼玉県上尾市井戸木２丁目14番２号
破産者　株式会社三和
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７９７号
東京都足立区西新井４丁目３番２号
破産者　有限会社ビィ・ファイン
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７９８号
東京都足立区島根４丁目11―９、開始決定時の住所東京都足立区西新井４丁目44―21―207
破産者　宇田川晴生
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１７号
埼玉県戸田市美女木東２丁目３番地の６
破産者　株式会社天三書院
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１８号
埼玉県川口市川口６丁目８―23―601
破産者　古田　　猛
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８２０号
埼玉県さいたま市中央区上峰１丁目19―12
破産者　小川　　孝
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９０号
東京都港区赤坂９―１―７赤坂レジデンシャルホテル643、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂６丁目15番１号　ミツワビル１Ｆ
破産者　株式会社コンボックス
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９１号
東京都世田谷区桜丘４丁目27―16―216
破産者　遠矢　良隆
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９５６号
東京都千代田区岩本町３丁目７番11号
破産者　株式会社喜望峰
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９５７号
東京都江戸川区西一之江１丁目７―10―505
破産者　中川　　岬
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１１８号
東京都台東区上野７丁目３―９―820
破産者　只隈　高之
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部